

国立大学法人電気通信大学ネーミングライツに関する規程

制定 令和7年12月22日規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）が所有する施設、スペース等（以下「施設等」という。）に別称を命名する権利について、対象施設等、公募方法及び協定又は契約（以下「協定等」という。）の相手方となる民間事業者等の選定等に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 協定等により本学が所有する施設等に別称を命名する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー 協定等の締結によりネーミングライツを付与される民間事業者等をいう。

(基本方針)

第3条 ネーミングライツの付与は、本学が国立大学法人としての使命を果たし、社会からの期待に応え新たな社会的価値を切り拓くとともに、民間事業者等への広報宣伝の機会を拡大するため、本学の所有する施設等の有効活用を通じて大学独自の財源を確保するために行うものとする。

(命名権料の使途)

第4条 本学は、ネーミングライツの対価（以下「命名権料」という。）をネーミングライツ・パートナーから徴収するものとする。

2 本学は、命名権料を、原則として本学の教育研究基盤の強化に資するための使途に充てるものとする。

(対象施設等)

第5条 ネーミングライツの対象は、本学が所有する施設等のすべてとし、当該施設等の全部又は一部のスペース等とする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設等は、新たなネーミングライツの対象から除外するものとする。

- (1) 既にネーミングライツが設定されているもの
- (2) 本学が特別に名称を定めているもの
- (3) 本学が適当でないと判断するもの

(付与される権利)

第6条 ネーミングライツ・パートナーは、本学から次に掲げる権利を付与されるものとする。

- (1) 対象施設等へのネーミングライツ及び表示を設置すること。ただし、その内容については、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合があるほか、事前に本学の承認を要する。
- (2) ネーミングライツ・パートナーが、本学のネーミングライツ・パートナーであることを宣伝する場合において、本学の名義又はロゴマークの使用すること。

(3) その他ネーミングライツ・パートナーが希望する事項で本学が認めること。

(ネーミングライツ・パートナーの責務)

第7条 ネーミングライツ・パートナーは、別称に関する一切の責任を有し、その設置した別称の表示により第三者に生じた損害については、ネーミングライツ・パートナー自らの判断と費用負担において対処し、損害賠償その他の責任を負うものとする。

(要件)

第8条 ネーミングライツ・パートナーに応募することができる者は、本学の理念及び本学が教育研究機関であること等を理解するとともに、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことを誓約する民間事業者等とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うこと
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないこと
- (3) 社会問題を起こしていること
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあること
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされていること
- (6) 国税、地方税等を滞納していること
- (7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うこと
- (8) 政治性又は宗教性のある事業を行うこと
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律59号）第2条第1項に規定するものを除く。）

2 前項各号に掲げるもののほか、本学がふさわしくないと認めた民間事業者等は、ネーミングライツ・パートナーとして選定しない。

(別称の表記)

第9条 施設等の別称は、本学にとって親しみやすく、呼称しやすいものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、別称として用いることができない。

- (1) 本学を含む他の施設等と混同され、又は本学の業務運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- (2) 本学の信用や品位を害するおそれのあるもの
- (3) その他本学が別称として適當ではないと認めるもの

2 施設等の別称は、本学とネーミングライツ・パートナーとの協定等により定めるものとし、当該協定等の有効期間中は、原則として他の別称への変更はできないものとする。

3 本学は、施設等の別称について、本学のウェブサイト等を用いて、その普及及び定着に努めるものとする。

(命名権料の設定)

第10条 命名権料は、施設等毎に設定するものとし、他の国立大学における類似施設のネー

ミングライツへの対価等、当該施設等の利用者数、宣伝効果その他を勘案して決定するものとする。

(協定期間)

第11条 ネーミングライツに係る協定等の期間は、原則として3年以上5年以下とする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、別途期間を定めることができる。

(学内調整連絡会)

第12条 ネーミングライツに係る公募については、本学にネーミングライツ調整連絡会（以下「連絡会」という。）を置き、企業の現地視察等の受入れ、命名権料の設定、協定書案の作成、法令適合確認、施設等に係る学内関係者との連絡調整、調査その他の事務的な事項を一体的に調整するものとする。

- 2 前項のほか、連絡会の構成及び運営に関して必要な事項は、学長が別に定める。
- 3 ネーミングライツに係る公募の実施は、連絡会の調査結果をもとに、役員会の議を経て、学長が決定するものとする。

(公募)

第13条 ネーミングライツに係る募集は、施設等毎に実施し、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 特定公募型 本学が設定した施設等についてネーミングライツ・パートナーの募集を行うもの。
 - (2) 企画提案型 ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する民間事業者等から対象施設等、別称、命名権料などを含めた提案の募集を行うもの。
- 2 ネーミングライツ・パートナーに応募する者は、別に作成する募集要項に基づき、次に必要書類を添えて、本学に提出するものとする。
- (1) ネーミングライツ・パートナー申込書
 - (2) 応募する民間事業者等に係る次の書類等
ア 法人概要及び直近3年間の決算報告書
イ 登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
ウ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面
- 3 応募に要する経費は、すべて応募する者の負担とする。

(協定等の相手方及び命名する別称の選定の審査等)

第14条 ネーミングライツ・パートナーの採用の可否については、連絡会の調査結果をもとに、役員会において次の事項を総合的に判断するものとする。

- (1) 対象施設等
 - (2) 別称
 - (3) 協定期間
 - (4) 命名権料
 - (5) 表示板等の設置及び法令等への適合状況
 - (6) その他提案内容に関すること
- 2 ネーミングライツ・パートナーの採用は、役員会の議を経て、学長が決定する。
- 3 学長は、ネーミングライツ・パートナーに応募した者に対し、その採否の結果を通知するものとする。

(ネーミングライツ協定等の締結)

第15条 ネーミングライツの採用を決定したときは、本学とネーミングライツ・パートナー

との間で対象施設等、協定期間、命名権料その他を定めたネーミングライツ協定等を締結するものとする。

- 2 この規程に定める事項について、協定等において別途定めを設ける場合は、当該協定等の定めを優先する。

(費用負担)

第16条 別称の表示等に必要な設置費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担する。協定期間の満了、ネーミングライツの取消し又は協定等の解除に伴う別称の表示等に係る原状回復に必要な費用についても同様とする。

(命名権料の納入)

第17条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツの採用を決定し又はネーミングライツ協定を締結した後に本学が発行する請求書により命名権料を納入するものとする。

(ネーミングライツ・パートナーによる協定等解除の申出)

第18条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーの都合によりネーミングライツの継続が困難となった場合には、学長に協定等の解除を申し出ができる。

(ネーミングライツの取消し及び協定等の解除)

第19条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特段に斟酌する事情がある場合を除き、ネーミングライツを取消し、又は協定等を解除することができるものとする。

- (1) 指定の期日までに命名権料の納入がなかつたとき。
- (2) 前条の規定によりネーミングライツ・パートナーから協定等の解除の申し出があつたとき。
- (3) 第8条第1項各号のいずれかに該当すると認めたとき。

2 学長は、前項の規定によりネーミングライツを取消し、又は協定等の解除を決定したときは、ネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 前2項の規定によりネーミングライツが終了した場合において、納入済みの命名権料は、返還しない。

(事務)

第20条 ネーミングライツに関する事務は、関係各課の協力のもと、総務部総務企画課広報・基金・卒業生室が処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、ネーミングライツに関して必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年12月22日から施行する。
- 2 国立大学法人電気通信大学 ネーミングライツに関する基本方針（令和元年12月4日役員会決定）は、廃止する。